

高知県内の一般消費者を対象とする
消費者セミナー（オンライン方式）の開催について

令和4年2月15日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

公正取引委員会は、独占禁止法の運用を通じて、公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者が良質・廉価で多様な商品・サービスを選択できるよう努めており、この活動を一般消費者に広く周知するため、「消費者セミナー」を開催しています。

このたび、公正取引委員会四国支所において、高知県内の一般消費者を対象とする消費者セミナーを下記のとおり開催します。

なお、今回のセミナーは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン方式により実施します。

記

- 1 日 時 令和4年3月15日（火）16：10～17：00
- 2 対象者 高知県内の一般消費者
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所 職員
- 4 内 容 公正取引委員会ってなに？～暮らしと市場経済～
（独占禁止法及び景品表示法について分かりやすく説明します。）
- 5 開催方法 オンライン方式（四国支所執務室内会議室から配信）
- 6 申込方法 件名に「セミナー参加希望」と記載したメールを下記メールアドレスに送信してください。参加に必要なURL等を記載したメールを返信します。

送信先メールアドレス：sikoku-torihiki—○—jftc.go.jp

※迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「—○—」としています。

※ 本セミナーは、報道機関によるカメラ撮影及び傍聴取材が可能です。当日の取材を御希望の報道機関におかれましては、前日までに、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所
担当：取引課 電話 087-811-1754（直通）
ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/